



川薩地区1市4町4村

川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町  
里 村・上郷村・下郷村・鹿島村

# 法定合併協議会だより

2003  
第3号  
平成15年9月発行

発行責任者：川薩地区法定合併協議会／会長 森 卓 朗／編集：川薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号  
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@sensatu-gappei.kagosima.jp ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/

## 町名・字名の調整方針案を提案



川内市内で開かれた  
第五回法定合併協議会



現町村名を生かした表示に

第5回川薩地区法定合併協議会を開催

9月11日

川薩地区法定合併協議会の第五回会議は九月十一日、川内市内で開かれました。

協議では、町名・字名の取扱いのほか、自治会・行政連絡機構の取扱い、窓口業務、保健衛生事業、環境衛生事業の調整方針案計五件が提案されました。

このうち、町名・字名の取扱いについては、川内市は現行のままとし、樋脇町など四町は現在の町名を現在の大字名の前に、里村など四村は現在の村名を町名とし、現在の大字名の前に付ける調整方針案となっています。

この日提案された各調整方針案は各市町村に持ち帰って協議した後、十月二十四日開催予定の第八回法定協で審議されます。

会議の冒頭、森卓朗会長は「住民と行政が連携し、役割分担しながら南九州の拠点都市づくりを目指したい。そのためには地域コミュニケーション協議会制度をいかに充実させるかが重要となる。法定協議会でもしっかり議論し、まとめあげていきたい。合併協議における住民の皆さんの積極的参加をお願いしたい」と語りました。

# 提案事項

調整方針は協議中であり、今後変更される場合があります。

## ◆町名・字名の取扱いについての調整方針（案）

町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整するものとする。

- 一、川内市については、現行のままとする。
- 二、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。
- 三、里村、上甌村、下甌村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。

## ◆自治会・行政連絡機構の取扱いについての調整方針（案）

自治会・行政連絡機構（公民会、自治公民館、小組合、常会、公民館、区）組織については、名称を自治会に統一し現行のまま新市に

## 《町名・字名の取扱いパターン》

市町村名	大字の数	現在の住所表示例	新市の住所表示例
川内市	65	川内市 神田町◇◇◇◇—◇◇	〇〇市 神田町◇◇◇◇—◇◇
樋脇町	3	薩摩郡樋脇町 塔之原◇◇◇◇番地	〇〇市 樋脇町塔之原◇◇◇◇番地
入来町	2	薩摩郡入来町 浦之名◇◇◇◇番地	〇〇市 入来町浦之名◇◇◇◇番地
東郷町	6	薩摩郡東郷町 斧淵◇◇◇◇番地	〇〇市 東郷町斧淵◇◇◇◇番地
祁答院町	4	薩摩郡祁答院町 下手◇◇◇◇番地	〇〇市 祁答院町下手◇◇◇◇番地
里村	1	薩摩郡里村 里◇◇◇◇番地	〇〇市 里町里◇◇◇◇番地
上甌村	7	薩摩郡上甌村 中甌◇◇◇◇番地	〇〇市 上甌町中甌◇◇◇◇番地
下甌村	5	薩摩郡下甌村 手打◇◇◇◇番地	〇〇市 下甌町手打◇◇◇◇番地
鹿島村	1	薩摩郡鹿島村 蘭牟田◇◇◇◇番地	〇〇市 鹿島町蘭牟田◇◇◇◇番地
計	94		

引き継ぎ、新市まちづくり計画に基づく地区コミュニティ協議会制度を導入する。

### 〈協定項目の要旨・留意点〉

自治組織は、市町村の歴史的経緯や地域の実情により形成された組織ですが、新市の一体感を図る上においては名称の統一を図る必要があります。

市民が主体となる地域及び地区づくりを促進するために、市民自らが中心となる横断的な組織態勢をつくる必要があります。

### ◆窓口業務についての調整方針（案）

窓口業務の取扱いについては、新市の組織体制と調整を図り、住民サービスの低下を招かないことを原則として、調整に努めるものとする。

### 〈協定項目の要旨・留意点〉

窓口業務は、住民情報提供等のサービス業務のなかで市民対応が一番多い部署であり基本姿勢に沿った調整を図ります。また、本所・支所の組織体制、課、係の配置等を考慮して、住民サービスの低下を招かないように努めます。

## ●「地区コミュニティ協議会」組織イメージ（案）

※地区コミュニティ協議会は、各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。

※地区コミュニティ協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体を、その内容によってまとめたもので地区のための活動を行うものです。具体的に設置する部会とその活動内容は各地区のコミュニティで協議されるべきものです。

	部会(例)※自由に設定できる	活動内容(例)
総会	自治会活動部会	・自治会活動推進事業 ・コミュニティセンター管理運営事業 等
運営委員会	青少年育成部会	・青少年育成事業と人権学習 ・子ども会活動推進事業 ・地区バトロール事業 等
役員会	健康福祉部会	・高齢者福祉事業 ・障害者福祉事業 ・スポーツ活動事業 ・福祉ネットワーク事業 ・健康づくり事業 ・子育て支援事業 等
事務局	環境整備部会	・地区内一斉清掃事業 ・ゴミ減量・分別収集 ・環境保全事業 ・公害対策事業 ・交通安全対策事業 等
	生涯学習・地域づくり部会	・生涯学習の振興 ・男女共同参画の推進 ・地域産業の振興 ・まちづくり活動との連携 ・イベントの企画・実施 ・文化財・郷土芸能の保存・伝承 等

◇保健衛生事業についての調整方針（案）

- 一、無料巡回診療は、新市に移行後も当分の間は現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 二、在宅当番・緊急医療情報提供実施事業は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 三、川内市の湯田、西方、高江、久見崎及び寄田地区の定時開設診療所並びに祁答院町黒木診療所及び祁答院診療所は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 四、甑島四村の国保直営診療所、へき地診療所及び国保直営歯科診療所は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、運営方法等について随時調整する。
- 五、病院群輪番制事業（共同利用型病院運営事業）は、二次救急医療を確保するため、現行の実施体制を新市に引き継ぐこととする。
- 六、医療従事者等育成支援事業は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象者、奨学資金等について随時調整する。
- 七、食生活改善推進員協議会は、

組織の統合、活動内容、活動補助金等について、新市に移行後、速やかに調整する。

- 八、健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。
- 九、保健センターは、一市四町二村に設置されており、今後地域保健活動の拠点として管理を行うこととするが、運営方法、維持管理等については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 十、三者医療協議会及び歯科医療問題協議会は、協議会の運営、構成員等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 十一、基本健康診査、各種ガン検診、C型肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診及び腹部超音波検診は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、健診（検診）体制及び検査項目等について、健診（検診）委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。
- 十二、集団で行う乳幼児健康診査の健診体制及び内容等は、新市

に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。

- 十三、精密健康診査は、合併時に川内市の例により調整する。
- 十四、個別検診の内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 十五、乳幼児歯科健康診査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。
- 十六、結核予防事業及び予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時まで調整する。
- 十七、女性の健康促進事業は、新市に移行後、速やかに調整する。

〈協定項目の要旨・留意点〉

地域の実情を考慮し、現状の住民サービスを低下させないよう関係機関との調整が必要です。市町村が独自にその制度の充実を図っている事業は、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するよう調整します。

◇環境衛生事業についての調整方針（案）

- 一、各市町村が有する最終処分場は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 二、衛生自治連絡協議会は、新市に移行後、速やかに調整する。
- 三、環境審議会は、合併時に新たに組織する。
- 四、環境に関する計画（環境基本計画）は、川内市の例を基本として、合併後三年以内を目的に策定する。
- 五、環境美化推進は、合併時に川内市の例により調整する。
- 六、火葬場は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 七、公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。

〈協定項目の要旨・留意点〉

し尿処理、ごみの分別・収集業務、一般廃棄物処理等に係る項目は、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないよう関係一部事務組合等と協議のうえ調整します。市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するよう調整します。

# 「介護保険事業の取扱い」 調整方針案など提案

第4回法定合併協議会（8月28日）

川薩地区法定合併協議会の第四回会議は八月二十八日、川内市内で開かれ、「財産の取扱い」「事務組織及び機構の取扱い」「国民健康保険事業の取扱い」「介護保険事業の取扱い」「児童福祉事業」調整方針案五件が提案されました。関係市町村に持ち帰って協議した後、十月二十四日開催予定の第八回会議で審議されます。



川内市内で開かれた法定協第4回会議

## 提案事項

調整方針は協議中であり、今後変更される場合があります。

◇財産の取扱いについての調整方針（案）

一市四町四村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

◇事務組織及び機構の取扱いについての調整方針（案）

一、本庁については、「新市の事務所の位置」により、現川内市役所とする。

二、現川内市役所を除く現在の各町村役場をそれぞれの行政区域を所管する支所とする。また、合併前に設置されている関係町の支所、出張所については、出張所とし、現行のまま存続する。

三、支所の組織については、住民のサービス低下を招かないよう

## 《関係9市町村の財産状況》

区分	地方債	債務負担行為	基金	○有価証券 ○出資金 ○債権	公有財産
	平成14年度末現在高 (人口1人当たり)	平成15年度以降の 支出予定額 (人口1人当たり)	平成14年度末現在高 (人口1人当たり)	平成14年度末現在高	
川内市	41,458,940千円 (566千円)	1,305,260千円 (18千円)	6,429,401千円 (88千円)	2,331千円 123,886千円 833,553千円	1 土地 2 建物 3 山林 4 物件 5 道路・橋梁 6 物品 7 車両・船舶等 8 公営企業財産
樋脇町	6,960,249千円 (875千円)	87,614千円 (11千円)	1,580,682千円 (199千円)	10,133千円 11,264千円 208,098千円	
入来町	7,330,411千円 (1,136千円)	131,442千円 (20千円)	1,065,921千円 (165千円)	183千円 13,459千円 千円	
東郷町	6,449,735千円 (1,079千円)	122,267千円 (20千円)	1,406,440千円 (235千円)	233千円 108,149千円 千円	
祁答院町	6,108,123千円 (1,321千円)	14,848千円 (3千円)	1,287,242千円 (278千円)	788千円 1,870千円 千円	
里村	2,882,754千円 (1,900千円)	9,924千円 (7千円)	981,953千円 (647千円)	28,721千円 15,534千円 千円	
上甌村	3,652,406千円 (1,819千円)	125,183千円 (62千円)	1,854,899千円 (924千円)	8,896千円 13,469千円 千円	
下甌村	6,074,302千円 (2,167千円)	1,135千円 (0.4千円)	1,981,317千円 (707千円)	58,976千円 17,549千円 千円	
鹿島村	1,422,610千円 (1,595千円)	9,533千円 (11千円)	1,575,916千円 (1,767千円)	9,965千円 11,491千円 千円	
合計	82,339,530千円 (781千円)	1,807,206千円 (17千円)	18,163,771千円 (172千円)	120,226千円 316,671千円 1,041,651千円	

配慮し、一部管理部門を除いた総合的な業務を所掌する支所とする。

四、教育委員会等各行政委員会については、各関係法令に基づき整備するものとする。

五、関係市町村内におかれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自におかれているものについては、その地域性など実態を考慮し整備するものとする。

六、関係市町村における類似施設については、市民がわかりやすく、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性の向上を図るため、その呼称を統一する。

七、新市における事務組織・機構の整備方針については次のとおりとする。

〈新市における事務組織・機構の整備方針〉

一、基本方針

- ① 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構
- ② 市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構
- ③ 市民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- ④ 運営の合理化を図り効率的な組織・機構

⑤ 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構

⑥ 指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構

⑦ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構

⑧ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

二、合併時の機能

本庁は、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務及び地域振興策を所掌する。

支所は、一部の管理部門を除き、所管する行政区域の事務の全般をつかさどる総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として、所管区域の事務及び地域振興策を所掌する。

新市における地域振興策の企画立案並びに新市まちづくり計画の実現については、本庁及び支所が一体となり、市民と協働して進めるものとする。

◇国民健康保険事業の取扱いについての調整方針（案）

一、国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は一市四町四村の例により、その取扱いを承継

し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。

① 賦課方式、税率については、新市において国民健康保健事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。

② 賦課限度額、軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、関係市町村すべて同じのため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

③ 賦課期日、納期、減免については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。

④ 納付書の発送方法については、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

二、保険給付事業で、関係市町村で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。

① 国保財政調整基金は、市町村によつて基金残高にかなりの差があるため、適切な額を持ち寄るなどの調整をする。また、基金

《出産、葬祭に関する給付（国保加入者の補助事業）比較》

単位：円

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
葬祭費 (1件当たり)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	10,000	10,000	10,000	7,000
出産育児一時金 (1件当たり)	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000

※調整方針案では、「給付額が甌島4村との差異があり、合併時に川内市の例により調整する」こととしています。

## 《国民健康保険税率表（現況）》

分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
税 率	医 療 分	所得割	7.10%	7.47%	8.97%	7.85%	7.70%	5.50%	8.10%	6.00%	税率については、国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。
		資産割	20.00%	42.60%	40.20%	50.00%	40.00%	41.00%	45.00%	35.00%	
		均等割	18,500円	20,500円	18,100円	21,000円	19,000円	17,000円	18,400円	13,500円	
		平等割	23,000円	23,900円	22,300円	23,000円	20,000円	18,000円	19,700円	15,000円	
		応能割： 応益割	53：47	54：46	53：47	51：49	47：53	51：49	56：44	53：47	
		1人当り 税額	56,852円	57,542円	54,854円	57,564円	44,134円	46,777円	47,654円	35,878円	
	介 護 分	所得割	0.77%	0.85%	0.95%	0.85%	1.30%	0.83%	0.85%	0.88%	
		資産割	5.60%	6.59%	9.00%	8.00%	9.00%	4.90%	5.30%	7.00%	
		均等割	5,400円	5,300円	6,000円	5,800円	7,100円	4,800円	5,000円	4,800円	
		平等割	3,500円	2,900円	3,500円	3,500円	4,500円	3,100円	2,900円	2,800円	
		応能割： 応益割	48：52	53：47	49：51	47：53	50：50	50：50	53：47	49：51	
		1人当り 税額	13,694円	13,262円	14,697円	14,066円	17,993円	12,619円	12,427円	10,265円	
1人当り税額	60,579円	60,932円	58,186円	61,138円	48,022円	50,762円	50,110円	30,058円			

◆介護保険事業の取扱いについての調整方針（案）

一、介護保険料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第三次事業計画（平成十八年度）から統一調整する。

二、介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助のうち、ホームヘルプサービスで単独事業は新市に移行後、速やかに調整を図る。

三、介護保険高額貸付事業は、基金額や要件に差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。

四、介護保険事業計画の策定・見直しについては、合併時に、新たに制度を制定する。

② 国民健康保険運営協議会の委員の定数及び報酬については、合併までに調整する。

③ 高額医療費貸付事業は、支払い基準を統一し、川内市の例により調整する。

④ 各種検診補助は、市町村によって差異があるため、新市において速やかに調整する。

⑤ 出産・葬祭に関する給付は、甌島四村との差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。

## 《介護保険料比較と合併後差額》

単位：円

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
介護保険料の第3段階 （基準額）	年 54,000 月 4,500	年 45,600 月 3,800	年 50,400 月 4,200	年 48,000 月 4,000	年 46,800 月 3,900	年 44,400 月 3,700	年 43,440 月 3,620	年 30,000 月 2,500	年 46,752 月 3,896
合併後予想額	月 4,312	月 4,312	月 4,312	月 4,312	月 4,312	月 4,312	月 4,312	月 4,312	月 4,312
差 額	月 △188	月 512	月 112	月 312	月 412	月 612	月 692	月 1,812	月 416

※調整方針案では、「新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、平成18年度から統一調整する」こととしています。

直し関係事務は、合併時に、新たな制度等を制定する。

五、介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐ。

六、介護保険基金関係事務は、現行のまま新市に引き継ぐ。

### ◇児童福祉事業についての調整方針（案）

一、出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。

二、公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育園に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。

三、児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。

四、放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

五、保育協議会補助は、補助金の規定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。

六、保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

七、乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。

八、児童虐待防止協議会運営事業は、一市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。

九、チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。

十、遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。

十一、育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。

十二、認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。

十三、乳幼児医療費助成金は、合併時に、新たに制度等を制定する。



### ●今後の法定合併協議会開催予定

◆第七回法定合併協議会

十月七日（火）午後一時半から

樋脇町 ホテルグリーンヒル

◆第八回法定合併協議会

十月二十四日（金）午後一時半から

祁答院町 いこいの村いむた池

※会議は都合により変更される場合があります。事前に事務局にお問い合わせください。

### ●協議会は傍聴できます

法定合併協議会の会議は傍聴できます。定員三十名。会場の都合で定員数が増減されることもあります。傍聴希望の方は、所定の傍聴届に住所・氏名を記入し、会場で協議会事務局に提出、傍聴証の交付を受けてください。傍聴証は会議開催予定時刻の十五分前から先着順に交付。傍聴希望者が定員を超える場合はくじ引きで選ぶこととなります。

### ●最新情報をホームページでどうぞ

川薩地区の市町村合併に関する最新情報を掲載したホームページを開

設しています。住民の皆さんのご意見やお問い合わせにも利用できません。同ホームページから子供向けホームページ「せんさつキッズ」にもアクセスできます。楽しいパスルやクイズなどもあります。

<http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/>

### 新市地域情報化

#### 計画策定懇話会発足

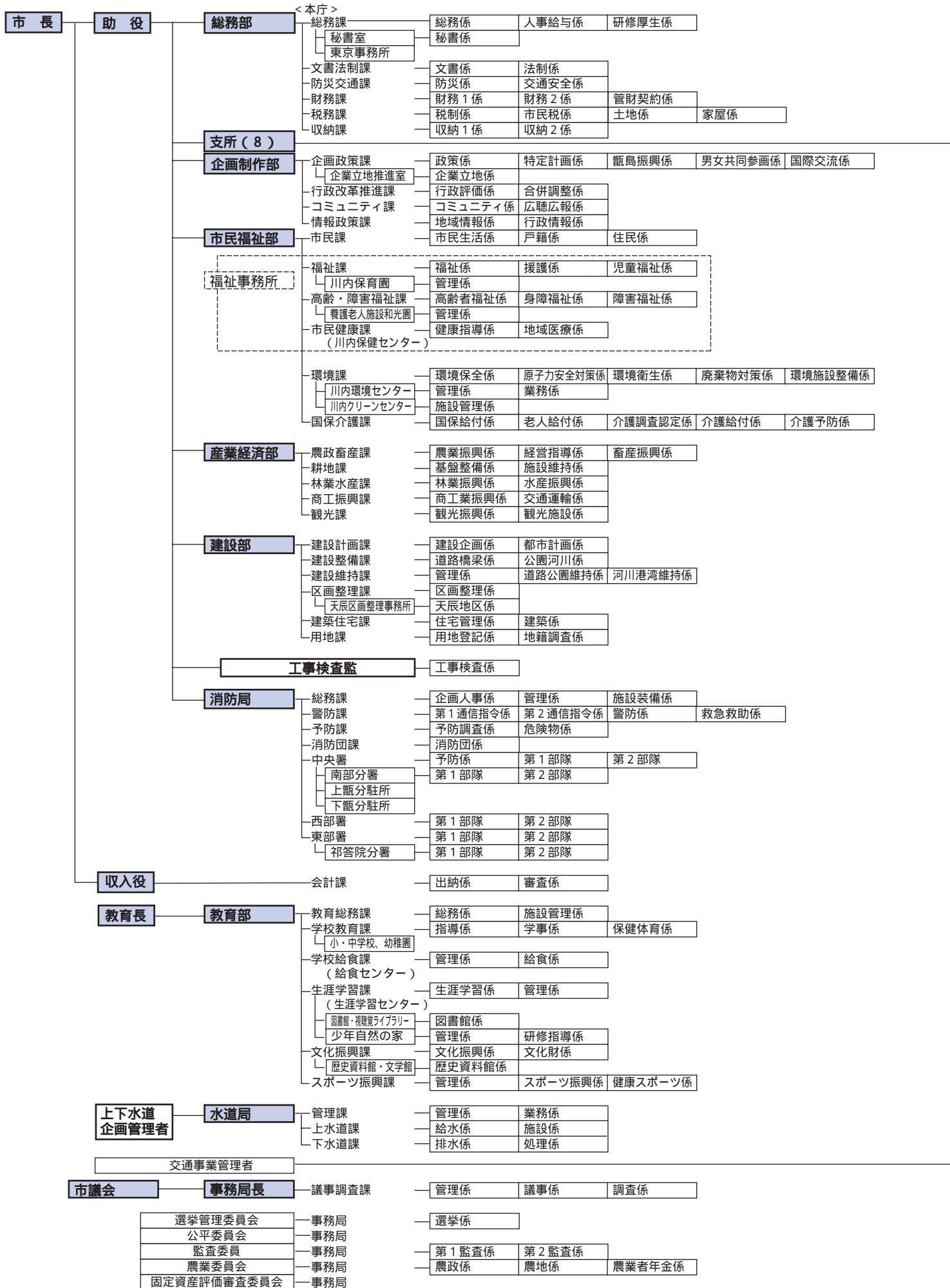
■新市の地域情報化計画に住民の意見を反映させるため新市地域情報化計画策定懇話会が発足しました。委員は次の方々です。（敬称略）

- 川内市 荒木 貞夫、川畑 幸則
  - 樋脇町 眞野 良子、猶野 隆明
  - 入来町 今藤 尚一、米森寿美男
  - 東郷町 渡邊 一徹、森園 美鈴
  - 祁答院町 富森 眞、橋口 史人
  - 里 村 五十嵐宏和、永田 優
  - 上甕村 梶原 孝信、是枝 久枝
  - 下甕村 迫田 一義、中村 節
  - 鹿島村 中野 艶子、出口 道代
- 〈学識経験者〉
- 根建洋子（鹿児島純心女子大学助教）  
 授）、入江新侍（川内職業能力開発短期大学校講師）、岩崎秀一（川内市医師会理事）、江口光哉（甕島漁業協同組合設立委員会事務局長）

\*組織(案)は、条例・例規を整えられるまで調整・変更される場合があります。

< 樋脇支所 >	< 入来支所 >	< 東郷支所 >	< 祁答院支所 >
<p><b>地域振興課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整係</li> <li>管財係</li> <li>税務係</li> <li>地域振興係</li> <li>市比野出張所</li> </ul> <p><b>市民福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民係</li> <li>福祉係</li> <li>健康推進係(樋脇保健センター)</li> <li>環境係</li> <li>保険係</li> </ul> <p><b>産業課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農政畜産係</li> <li>耕地林務係</li> <li>商工観光係</li> </ul> <p><b>建設課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設係</li> <li>建築住宅係</li> <li>用地係</li> </ul> <p>会計課分室—会計係</p> <p><b>教育総務課</b>—教育総務係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校、幼稚園</li> <li>給食センター(学校給食係)</li> </ul> <p><b>学校教育課</b>(県教委派遣)</p> <p><b>生涯学習課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習係</li> <li>文化財係</li> <li>健康スポーツ係</li> </ul> <p><b>水道課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道係</li> <li>温泉係</li> </ul>	<p><b>地域振興課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整係</li> <li>管財係</li> <li>税務係</li> <li>地域振興係</li> </ul> <p><b>市民福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民係(入来会館)</li> <li>福祉係</li> <li>健康推進係(入来保健センター)</li> <li>環境係</li> <li>保険係</li> </ul> <p><b>産業課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農政畜産係</li> <li>耕地林務係</li> <li>商工観光係</li> </ul> <p><b>建設課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設係</li> <li>建築住宅係</li> <li>用地係</li> <li>地籍調査係</li> <li>入来区画整理事務所</li> <li>温泉場地区係</li> </ul> <p>会計課分室—会計係</p> <p><b>教育総務課</b>—教育総務係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校、幼稚園</li> <li>給食センター(学校給食係)</li> </ul> <p><b>学校教育課</b>(県教委派遣)</p> <p><b>生涯学習課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習係</li> <li>文化財係</li> <li>健康スポーツ係</li> </ul> <p><b>上下水道課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道係</li> <li>温泉係</li> <li>工業用水係</li> </ul>	<p><b>地域振興課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整係</li> <li>管財係</li> <li>税務係</li> <li>地域振興係</li> </ul> <p><b>市民福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民係</li> <li>福祉係</li> <li>健康推進係(東郷保健センター)</li> <li>環境係</li> <li>保険係</li> </ul> <p><b>産業課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農政畜産係</li> <li>耕地林務係</li> <li>商工観光係</li> </ul> <p><b>建設課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設係</li> <li>建築住宅係</li> <li>用地係</li> <li>地籍調査係</li> </ul> <p>会計課分室—会計係</p> <p><b>教育総務課</b>—教育総務係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校、幼稚園</li> <li>給食センター(学校給食係)</li> </ul> <p><b>学校教育課</b>(県教委派遣)</p> <p><b>生涯学習課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習係</li> <li>健康スポーツ係</li> </ul> <p><b>水道課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道係</li> </ul>	<p><b>地域振興課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整係</li> <li>管財係</li> <li>税務係</li> <li>地域振興係</li> <li>黒木出張所</li> <li>蘭牟田出張所</li> </ul> <p><b>市民福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民係</li> <li>福祉係</li> <li>健康推進係(祁答院保健センター)</li> <li>環境係</li> <li>保険係</li> </ul> <p><b>産業課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農政畜産係</li> <li>耕地林務係</li> <li>商工観光係</li> <li>(竜仙館・特産品加工センター)</li> </ul> <p><b>建設課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設係</li> <li>建築住宅係</li> <li>用地係</li> <li>地籍調査係</li> </ul> <p>会計課分室—会計係</p> <p><b>教育総務課</b>—教育総務係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校、幼稚園</li> </ul> <p><b>学校教育課</b>(県教委派遣)</p> <p><b>生涯学習課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習係</li> <li>健康スポーツ係</li> </ul> <p><b>上下水道課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道係</li> </ul>
<p>&lt; 里支所 &gt;</p> <p><b>地域振興課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整係</li> <li>管財係</li> <li>税務係</li> <li>地域振興係</li> </ul> <p><b>市民福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民係</li> <li>福祉係</li> <li>健康推進係</li> <li>環境係(上甌島クリーンセンター)</li> <li>保険係</li> <li>里診療所</li> </ul> <p><b>産業課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林係</li> <li>水産振興係</li> <li>商工観光係</li> </ul> <p><b>建設水道課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設用地係</li> <li>建築住宅係</li> <li>水道係</li> </ul> <p>会計課分室—会計係</p> <p><b>教育課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育総務係</li> <li>生涯学習係</li> <li>小・中学校、幼稚園</li> <li>給食センター</li> </ul>	<p>&lt; 上甌支所 &gt;</p> <p><b>地域振興課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整係</li> <li>管財係</li> <li>税務係</li> <li>地域振興係</li> </ul> <p><b>市民福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民係</li> <li>福祉係</li> <li>健康推進係(上甌保健センター)</li> <li>環境係</li> <li>保険係</li> <li>甌島中央診療所(介護サービス事業所)</li> </ul> <p><b>産業課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林係</li> <li>水産振興係</li> <li>商工観光係(かのこ)</li> </ul> <p><b>建設水道課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設用地係</li> <li>建築住宅係</li> <li>上下水道係</li> </ul> <p>会計課分室—会計係</p> <p><b>教育課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育総務係</li> <li>生涯学習係</li> <li>小・中学校、幼稚園</li> <li>給食センター</li> <li>上甌バス事業所</li> </ul>	<p>&lt; 下甌支所 &gt;</p> <p><b>地域振興課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整係</li> <li>管財係</li> <li>税務係</li> <li>地域振興係</li> </ul> <p><b>市民福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民係</li> <li>福祉係</li> <li>健康推進係(下甌保健センター)</li> <li>環境係(下甌クリーンセンター)</li> <li>保険係</li> <li>手打診療所</li> <li>長浜診療所</li> <li>下甌歯科診療所</li> <li>養護老人施設敬老園(介護サービス事務所敬老園)</li> </ul> <p><b>産業課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林係</li> <li>水産振興係</li> <li>商工観光係(竜宮の郷・おとひめ)</li> </ul> <p><b>建設水道課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設用地係</li> <li>建築住宅係</li> <li>地籍調査係</li> <li>上下水道係</li> </ul> <p>会計課分室—会計係</p> <p><b>教育課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育総務係</li> <li>生涯学習係</li> <li>小・中学校、幼稚園</li> <li>給食センター</li> <li>下甌バス事業所</li> </ul>	<p>&lt; 鹿島支所 &gt;</p> <p><b>地域振興課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整係</li> <li>管財係</li> <li>税務係</li> <li>地域振興係</li> </ul> <p><b>市民福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民係</li> <li>福祉係</li> <li>健康推進係</li> <li>環境係(鹿島クリーンセンター)</li> <li>保険係</li> <li>鹿島診療所</li> </ul> <p><b>産業課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林係</li> <li>水産振興係(加工センター)</li> <li>商工観光係</li> </ul> <p><b>建設水道課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設用地係</li> <li>建築住宅係</li> <li>上下水道係</li> </ul> <p>会計課分室—会計係</p> <p><b>教育課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育総務係</li> <li>生涯学習係</li> <li>小・中学校、幼稚園</li> <li>給食センター</li> </ul>





# 「まちづくり広聴会」で さまざまなご意見をいただきました

新市まちづくり計画原案に対する住民の皆様からのご意見をお聞きする「まちづくり広聴会」を8月17日から9月13日まで、関係市町村52会場で開いてきました。広聴会には計2,685人の参加があり、さまざまな貴重なご意見が寄せられました。ありがとうございました。

広聴会でのご意見等の一部を紹介します。なお、行政サービス、事務一元化に関するものや、類似の意見については省略しております。ご了承ください。(広聴会で出されたご意見は、最寄りの市町村合併担当課かホームページでご覧になれます。)



各市町村で開催されたまちづくり広聴会

- カタカナ用語を使いすぎではないか。できるだけ日本語で、わかりやすい表現にしてほしい。分量も減らして。
- 少子高齢化が進んでおり出生率が上がるような取り組みを。
- 一部事務組合については、現有施設を有効活用する方向であるので、現在のまま残してほしい。
- 全国的にも類をみない離島を含む合併であり、その支所について、総合支所方式をとり現在の役場がある程度存続していくことには安

- 心している。将来的にもあらゆる手続きを、支所でできるような体制づくりを検討してほしい。
- 総合支所とはいっても、昭和の大会合を踏まえると、支所は徐々に縮小していくのではないか。
- 校区コミュニティセンターの名称は校区集会場にして下さい。呼びにくい。
- 組織が大きくなると弱者切り捨て、地方切り捨てにならないのか不安である。合併すると学校統廃合はないのか心配である。コミュニティ協議会で安心した。小さな校区なのでコミュニティ協議会に期待している。
- 協議会を設置し地区振興計画を策定するだけではなく、地区が予算を持つて使えるような仕組みは考えられないのか。
- 現在の自治活動は社会教育課や自治振興課などの縦割りがあるので解消してほしい。
- 区の運営に対する補助金があったが、合併後も現在のような補助金を続けてほしい。
- 集落（小組合）は、現状として戸数が少なく、役員を選びにくい状態である。合併を機に、集落の組織統合はあり得るのか。
- 集落単位で十万円単位の小さな要望を出す際にスムーズに聞き入れてもらえるような仕組みが欲しい。
- コミュニティ協議会に対する助成金等はどうなるのか。大きなコミュニティは分割は可能なのか。
- 基本健康診査は、校区別で巡回して実施しているが、七〇%の高い受診率で早期発見早期治療に役立つている。できればこのまま校区別の健診ができるようにしてほしい。医療費の削減にもなる。
- 新市においてヘリポートの整備等が実現するとありがたい。
- 介護保険料が上がリ、最近は事業者の不正等もあつた。これを含め行政評価制度とか、チェック体制をすべきである。
- 高齢化が進んだ地域が多いが、合併後はどのような高齢者福祉の取り組みを進めるのか。
- 障害者施設や介護保健施設などができているが、障害者訓練施設でできないか。
- 青少年活動について、生涯学習に位置付けてある青少年育成事業だけでなく、条例公民館の青少年育成協議会活動と合わせて推進すべきである。他の町村でも、川内市と同様に公民館主事等をおいて、

活動内容の充実を図るべき。

● 独自性、独立性をお願いしたい。新市においては、特区についての構想をもって望んでもらいたい。特に、教育分野では、新幹線の駅の周辺に託児所、保育園、幼稚園とかの設置等も考えていくべきである。

● 史跡・伝統文化について、史跡めぐりをする整備を促進したらどうか。PR次第では人を呼び込める。文化活動については、子育ての面においても重要なことであり、若い世代への普及・教育を徹底してほしい。

● 文化財保護審議会委員については、合併で定数が減ることになると思うが、定数の減少により、旧市町村の文化財の保護、継承に支障のないように配慮してほしい。

● 防災無線に関しては、一方通行ではなく自治会にも運用できるように仕組みに替えられないか。

● 太陽光や風力発電が導入されれば、原子力・火力とあわせて、電力供給基地として新市の目玉になるのではないか。それらを生かした観光ルートの形成ができないか。

● 地域力を発揮するところで、農業の振興で、誰がやるのかという点が不明。担い手育成は入れるべき。

新規就農者以外に高齢者パワーの活用による担い手育成も挿入して頂きたい。

● 里山の活用促進事業を入れてほしい。山が荒れているが、これを生産に変える方策を行政でも考えてほしい。

● 森林業の振興について、特に木材の需要拡大などにも、農業振興と同じくらいの強力な振興策は考えられないか。

● 甑島の鮮魚や干物などの水産加工品を、新市の田園文化ゾーンの人々に食べてもらうために、これらの品を販売する施設を整備してはどうか。

● 海洋深層水の活用を「商工業」の中に追加できないか。

● 定住促進事業を実施し、人口減に歯止めがかかっているが合併後は不安である。市街地よりも地域地域で積極的に取り組んで欲しい。

● 甑島住民の空港までのアクセス、本土住民の甑島との交流促進のためにも、串木野市から空港までのアクセス(県道39号)の整備を位置づけるべきではないか。

● 甑島の観光を代表するナポレオン岩を持っているにもかかわらず、下甑島の西回りは県道が一本もな

い。県道をぜひ作ってほしい。

● 道路整備の背骨はできたがあばら骨も整備すべき。県道だけでなく市道も整備を進めて欲しい。

● コミュニティバスの運行計画はどのように考えているのか。

● 船が串木野市に着いた後の交通手段として港から川内市へのバスの手間は増えるのか。

● 甑島の観光振興などを考えると、川内へ甑島の航路が望ましい。

● 甑島航路を川内港へ移すという話を聞くが、島民の利用目的は、鹿児島市へのアクセスが多い。

● 水産業にとつては、航路問題が大きな課題となる。現在串木野市を起点として鹿児島市などに出荷している。航路が川内市に変われば、環境が大きく変わる。

● 光ファイバーの整備など、移動体通信体制と合わせて高速通信網の整備にも取り組んでほしい。

● 情報ネットワークの整備が急務では。公民館の情報環境を整備する。インターネット、TV電話、ネットワークの設置。

● 住民の声を聞く窓口をにおいて、聞いて欲しい。

● 新市の体制について、総合支所方式ということであるが、将来的に

は支所の職員数が少なくなっていくのではないか。

● 市議会になった場合議員数は三十四名になるが、甑島からは議員が出せなくなるのではないかと危惧している。意見が通りにくくなる恐れがあるので、地域審議会のあり方を十分に検討してほしい。

● 合併特例債を二百億円に限るという計画案であるが、合併により地域のインフラに対する要望は高まることが予測され、もっと活用すべきではないか。十年間の推移についても、歳入減をもっと厳しくすべきではないか。

● まちづくり計画は十年計画だが、十年以降に借金返済がでてくる等、十年後から厳しくなるのでは。十五年、二十年を見据えた上で合併の判断をすべきである。したがって、その辺の財政状況を示さなければならぬのでは。

● 新市まちづくり計画の内容について、単なる計画の羅列ではなく、十年間の中での期限を示してほしい。そうすることによって、実現性の高い計画にしてほしい。

● みんな合併したらどうなるのか不安に思っている。決まった事項から随時情報を流してほしい。

# 合併協定項目(46項目)の協議状況

※協議会区分及び協議順は予定であり、今後の調整協議により変更される場合があります。

(平成15年9月11日現在)

合併協定項目		提 案		確認(予定)		協 議 状 況
		協議会	月 日	協議会	月 日	
1	合 併 の 方 式	第1回	7/10	第1回	7/10	確認済
2	合 併 の 期 日					確認済
3	新市の事務所の位置					確認済
4	条例、規則等の取扱い	第1回	7/10	第2回	7/24	確認済
5	電 算 シ ス テ ム					確認済
6	使用料、手数料等の取扱い	第2回	7/24	第6回	9/25	持ち帰り協議中
7	公共的団体等の取扱い					持ち帰り協議中
8	上・下水道事業					持ち帰り協議中
9	新市まちづくり計画	第3回	8/12	第11回	12/24	協議中
10	地方税の取扱い	第3回	8/12	第6回	9/25	持ち帰り協議中
11	補助金、交付金等の取扱い					持ち帰り協議中
12	障害者福祉事業					持ち帰り協議中
13	高齢者福祉事業					持ち帰り協議中
14	財産の取扱い	第4回	8/28	第8回	10/24	持ち帰り協議中
15	事務組織及び機構の取扱い					持ち帰り協議中
16	国民健康保険事業の取扱い					持ち帰り協議中
17	介護保険事業の取扱い					持ち帰り協議中
18	児童福祉事業					持ち帰り協議中
19	町名・字名の取扱い	第5回	9/11	第8回	10/24	持ち帰り協議中
20	自治会・行政連絡機構の取扱い					持ち帰り協議中
21	窓 口 業 務					持ち帰り協議中
22	保 健 衛 生 事 業					持ち帰り協議中
23	環 境 衛 生 事 業					持ち帰り協議中
24	慣 行 の 取 扱 い	第6回	9/25	第10回	11/26	
25	男 女 共 同 参 画 事 業					
26	広 報 広 聴 関 係 事 業					
27	情 報 公 開 制 度					
28	議会議員の定数及び任期の取扱い	第7回	10/7	第10回	11/26	
29	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い					
30	一部事務組合等の取扱い					
31	消 防 団 の 取 扱 い					
32	姉妹都市・国際交流事業					
33	消 防 防 災 関 係 事 業	第8回	10/24	第11回	12/24	
34	農 林 水 産 関 係 事 業					
35	交 通 関 係 事 業					
36	商 工 ・ 観 光 関 係 事 業					
37	建 設 関 係 事 業	第9回	11/13	第11回	12/24	
38	学 校 教 育 事 業					
39	コ ミ ュ ニ テ ィ 施 策					
40	社 会 教 育 事 業	第9回	11/13	第11回	12/24	
41	一般職の職員の身分の取扱い					
42	特別職の身分の取扱い					
43	生 活 保 護 事 業					
44	そ の 他 の 福 祉 事 業	第10回	11/26	第11回	12/24	
45	そ の 他 事 業					
46	新 市 の 名 称	第10回	11/26	第11回	12/24	8/25~9/25 公募